

平成19年

第1回定例市議会

会期3月2日～27日

会期中に審議した議案は、当初予算案12件（原案可決）、条例案等11件（原案可決）、補正予算案8件（原案可決）、新規提出の陳情2件、その他18件でした。

主な議案の概要は次のとおりです。

○固定資産評価審査委員会委員の選任の同意

任期満了となる松本滋雄氏の後任として小田重孝氏を固定資産評価審査委員会委員として選任することに同意しました。

○人権擁護委員候補者の推薦の同意
任期満了となる今田博之氏の後任として坂本スミエ氏を人権擁護委員に推薦することに同意しました。

○教育委員会委員の任命の同意
任期満了となる西尾裕次氏を引き続き教育委員会委員として任命することに同意しました。

正 ○大竹市議会委員会条例の一部を改正

地方自治法の一部を改正する法律の施行および大竹市事務分掌条例の一部改正に伴い、所要の改正を行いました。

○大竹市議会会議規則の一部を改正
地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行いました。

○市長等の給与に関する条例及び大竹市教育長の給与等に関する条例の一部改正

大竹市特別職報酬等審議会からの答申内容に沿って、市長、副市長および教育長の給料月額について減額改定するための条例改正を行いました。

これにより、平成19年4月1日から市長は88万円から86万円に、副市長は75万円から70万円に、教育長は65万3千円から62万円にそれぞれ引き下げられました。

○市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例を制定

本市の厳しい財政状況を勘案し、平成19年4月分から平成22年6月分

まで、給与月額を市長12%、副市長8%、教育長7%、それぞれ引き下げる特例条例を制定しました。

○地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例を整理

地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布されたことにより、関係条例の整理並びに語句の整理を行いました。

○大竹市手数料条例の一部改正

平成19年4月1日付けで広島県から一般廃棄物処理施設の設置許可申請に対する審査や農地に関する証明書の交付などの事務が権限委譲されることに伴い、本条例の一部を改正しました。

○大竹市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正

平成19年4月1日から大竹市総合福祉センターを日曜日に開館することに伴い、開館時間及び休館日の変更をするため、本条例の一部を改正しました。

正 ○大竹市保育所設置条例の一部を改正

平成19年4月1日から木野保育所を本町保育所の分園にするため、本条例の一部を改正しました。

○大竹市青少年問題協議会設置条例等の一部を改正

平成19年4月1日の機構改革に伴う変更および県からの権限移譲に伴う広島県青少年健全育成条例に基づく事務の一部を大竹市青少年育成センターの業務に加えるため、所定の改正を行いました。

○大竹市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正

し尿処理施設およびごみ処理施設の設置および管理について、現状の施設名との整合性を図り、所要の改正を行いました。

○指定金融機関を指定更新

引き続き株式会社四国銀行を平成21年3月31日まで本市の指定金融機関とする議決を行いました。



日曜日も開館する「サントピア大竹」

○大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者を指定

三倉岳県立自然公園休憩所の管理運営について、引き続き三倉岳県立自然公園協議会を指定管理者とすることを議決しました。

○大竹市マロンの里の指定管理者を指定

マロンの里の管理運営について、引き続き佐伯中央農業協同組合を指定管理者とすることを議決しました。

○市道路線の廃止及び認定

大竹港の埋立地において区画道路として整備した路線を東栄7号線と認定し、当該地区へのアクセス道として整備した北小島大竹港線について廃止及び認定の手続きを行いました。

正 ○大竹市国民健康保険条例を一部改正

国民健康保険法施行令の一部改正により、平成19年4月1日から国民健康保険料の賦課限度額を現行53万円から56万円に改めるため、所要の改正を行いました。

○平成18年度大竹市一般会計補正予算第5号

今回の補正予算は、国・県の補助

承認額に合わせて調整したものの、事業の執行により生じる過不足の整理によるもので、歳入補正額の主な内容は、総務費で市税過誤納還付金3千225万1千円の追加、民生費で県道改良に伴う松ヶ原こども館の移転に要する経費5千231万3千円の追加、商工費で中小企業融資預託金1億6千万円の減額などです。

歳入補正額の主な内容は、法人市民税2億7千316万7千円の増額、国庫支出金および県支出金の事業実績に伴う整理、事業の執行に合わせた市債の整理などが挙げられます。

※その他、特別会計4件、企業会計3件の補正予算などが審議されておりあります。

正 ○大竹市議会議員定数条例を一部改正

大竹市議会の議員定数を次の市議会議員選挙から現行の18人を16人に削減する議案を可決しました。

今日の厳しい財政状況の中、市民の皆さんにも負担をお願いしなければならぬ状況を踏まえて、議会自らが議員定数も含めて、更なる議会改革に取り組むべきであるとの方針により、議会内部に議会改革等検討委員会を設置し、検討を重ねているところです。

(その検討の中で、2名の定数減を行うべきと集約された背景につきましては12ページに掲載した「議会改革等検討委員会の確認事項の報告」をご覧ください。)

検討委員会からの報告にあった、次の一般選挙から施行するべきという内容を尊重すれば、3月議会がタイムリミットであると判断したことから、議員提案により本議案が提出され、議長を除く17人の議員により無記名投票で採決した結果、賛成12票、反対5票で原案可決となりました。



マロンの里まつり

「市政のあらまじ」を貸し出します。

本市のあゆみ、人口規模や予算・決算状況をはじめ、市の業務全般にわたる状況を集約した「市政のあらまし」を、市立図書館において貸し出しています。

また、市役所2階の情報コーナーでもご覧いただけますので、ご利用ください。

「声の市議会だより」
「点字の市議会だより」
ご利用ください

広く市民の皆さんにご利用いただくため、音訳ボランティアと点字ボランティアの方々のご協力によりまして、市議会だよりの内容を録音した「声の市議会だより(テープ)」を貸し出しています。

また、「点字の市議会だより」は差しあげます。
ご希望の方は、市社会福祉協議会(☎52-2211)までご連絡ください。